環境教育実施手順書

以下の手順に沿って環境教育を実施した。

1)環境教育の実施回数、実地地点について

- 1. 環境教育の実施回数は10回程度とする。
- 2. 講習会及び見学会の開催予定地は、沖縄本島北部、沖縄本島中南部、沖縄県内離島から それぞれ1箇所以上選定する。

2) 環境教育の開催予定日、広告について

- 1. 講習会の開催予定日は、契約日から納期までの間に実施する。
- 2. 講習会、見学会の広告については、沖縄県ホームページ、市町村廃棄物担当課へのメールを行う。
- 3.2. に記載した方法以外の広告方法については、環境教育の実施毎に検討し、実行する。

3)環境教育の案内について

- 1. 講習会の参加形式として、会場参集を原則とした。
- 2. 受託者が参加人数等を見学会を実施する場所を管理する管理会社の者に事前報告を行い、注意事項の伝達等を参加者に前日までに行う。

4) 環境教育の実施について(見学会)

- 1. 見学会については、廃棄物関連施設の見学とし、施設見学は60分以内とする。
- 2. 見学会において、見学会を実施する場所を管理する管理会社の者に施設見学の案内を依頼し、説明の補助等は受託者が行う。
- 3. 見学会において安全帽が必要な場合、参加者に準備を依頼し、安全帽の予備やその他必要な設備については、見学会を実施する場所を管理する管理会社及び受託者が準備する。

5)環境学習の実施について(体験学習等)

- 1.「体験学習等」には、「環境に関する体験学習」、「動画普及啓発のためのイベントへの参加」を含む。
- 2.「体験学習等」の主な内容については、「産業廃棄物」に関する内容でなくてもよい。
- 3.「体験学習等」の内容の一部に、令和4年度作成動画「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」の紹介を含むこと。

6) 環境教育の実施について(動画講習等)

1. 使用する教材については、令和4年度に作成した「沖縄県の産業廃棄物の現状と未来」の動画もしくは動画の一部とする。

7) アンケート調査について

- 1. アンケート調査の対象については、環境学習の参加者、動画視聴者とする。
- 2. アンケート回答の方法については、インターネットでの回答、環境学習で配布するアンケート用紙での回答とする。
- 3. アンケートの内容は同一のものとするが、「体験学習等」のアンケートについては、該当する「体験学習等」に合わせて一部修正する。